

選定療養費改定のお知らせ

厚生労働省より、地域の医療機関との「機能分化」及び、「連携」の推進を図るため、200床以上の医療機関に対して、他の医療機関の紹介状なしに受診する場合には、初診時又は再診時に患者さまから定額負担を徴収することが認められています。

この制度に基づき、初診時・再診時の選定療養費を徴収しておりましたが、令和3年4月1日より、初診時の選定療養費について、以下の料金へ改定させていただきます。予めご了承ください。

変更前 (令和3年3月31日まで)	変更後 (令和3年4月1日より)
3,300円(税込)	5,500円(税込)



イムス
IMSグループ 医療法人社団 明芳会
横浜新都市脳神経外科病院

発行：令和3年3月2日